

災害時の対応について（令和8年5月29日～）

令和8年5月29日から、気象警報が変更されたことに伴い、吹田市立学校でも自宅待機及び臨時休校の基準が赤字部分のとおり変更となりました。「**暴風警報・暴風特別警報・レベル4大雨危険警報・レベル5大雨特別警報**」発令時及び地震（余震）発生時の措置について以下のように対応します。十分ご注意くださいようお願いいたします。

（※印は保護者の皆さまへの依頼事項、◇印は学校の対応事項）

I. 「暴風警報」もしくは「暴風特別警報」もしくは「レベル4大雨危険警報」もしくは「レベル5大雨特別警報」が、大阪北部・吹田市発令時の対応

（1）午前7時の時点で、上記の警報のいずれかが発令されている場合

※登校を見合わせ、自宅待機させてください。

（2）午前9時までに、上記の警報すべてが解除された場合

※児童の安全に留意して登校させてください。

※授業は2時限目（9：45～）から行います。給食はあります。

（3）午前9時を過ぎても、上記の警報のいずれかが解除されない場合

※臨時休校になります。

（4）児童が登校した後、上記の警報のいずれかが発令された場合

※安全が確保されるまで学校で待機しますが、学校長の判断で早めの一斉下校することもあります。当日の天気予報にご注意いただき、児童が家に入れるよう各家庭で事前に相談しておいてください。

※レベル3大雨警報・洪水警報では休校になりません。安全に気をつけて登校させてください。

II. 突発的な震度5弱以上（吹田市）の大規模地震（余震）が発生時の対応

吹田市の「地震災害対策要領」は、以下のとおりです。

（1）登校前 ◇学校は臨時休業日の措置とし、保護者の管理下におく。

（2）登校途中 ◇危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、原則として速やかに登校させること。

（3）在校時 ◇安全な場所へ避難誘導し、保護・監督に努める。

◇校舎内及び校区周辺の被害状況を把握し、安全確認のうえ、保護者又は保護者の代理人に引き渡すまで、責任を持って保護・監督を継続する。

※できるだけ速やかに迎えに来てください。

（4）下校途中 ◇危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、可能な限り速やかに帰宅させ、保護者の管理に任せる事を基本とする。

III. 震度5未満（吹田市）の大規模地震（余震）が発生した時の対応

原則として臨時休業日としない

吹田市の「地震災害対策要領」は原則的・基本的な動きです。学校および地域の被害状況等により、児童の安全確保のうえから臨時休校の措置をとることもあります。その場合はメール配信等により適切な措置を講じ連絡します。